

# 津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年 2月26日(金) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(8人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	佐野多希子
	5番	西原芳明
	6番	金一和美
	7番	迫田和男
	8番	近藤雅浩
	9番	石橋利明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(3名)

	2番	細川幹生
	3番	上野安男
	4番	嶋田治仁

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第2号 農地保有適格法人の要件確認結果の報告について
第5	報告第3号 農地移動適正化あっせんの結果について
第6	報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
第7	議案第5号 賃貸借の合意による解約について
第8	議案第6号 使用貸借の合意による解約について
第9	議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
第10	議案第8号 農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長	小泉政敏
次長	迫田久
行政専門員	横山智

## 7. 会議の概要

事務局長： 定刻になりましたので、ただ今から令和3年第1回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： 皆さんこんにちは。第2回農業委員会総会におきまして、お忙しいなか、出席下さいましてありがとうございます。日本海側では、すごい雪となっており、岩見沢では2mを越すと言うことでございます。オホーツク海側では比較的安定した天気が続き、今は玉ねぎの播種もピークを迎え、これからはビートの播種作業も始まると思いますが、このまま安定した天気が続くことを願いたいと思います。また2月は町議会議員選挙と言うことで、久しぶりに賑やかな街並みになりました。当選された議員の皆様には津別の町のため、農業のために頑張ってもらいたいと思います。また、コロナも少し落ち着いてきている様かと思いますが、まだ油断することなく過ごして頂きたいと思います。

それでは今日の議案、慎重審議の上取り進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長： ただいまの出席委員は、8名です。

津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名員に9番 石橋委員、10番 巴委員を指名いたします。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議 長： 日程第4 報告第2号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：次長

議 長：事務局次長

事務局： それでは、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」報告いたします。農業所有適格法人要件確認一覧をご覧ください。今回報告されました法人は、(有)石川ファーム、(株)工藤農場の2件です。報告されました農地所有適格法人につきましては、すべての項目について要件を満たしている事を確認いたしました。次ページに要件を記載しておりますのでご確認下さい。 以上です。

議 長： 報告終わりました。報告第2号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第2号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第5 報告第3号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 報告第3号「農地移動適正化あっせんの結果について」を説明いたします。

津別町農地適正化あっせん基準に基づき申し出のあった農地のあっせんについて、成立したので報告いたします。

あっせん委員 石橋委員・西原委員・上野委員  
あっせん日 令和3年 2月17日 1回 内容 売買  
譲渡人 ●● ●●

譲受人 双葉●● ●●

所在 双葉●● 外合計 9筆 地目 畑

合計面積 41,313.7㎡ 売買価格 8,839,000円

位置図は次ページに添付しております。

議 長： 報告が終わりました。報告第3号についてご意見ご質問ありましたらお願いします。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第3号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第6 報告第4号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 報告第4号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を説明いたします。今回は相続による所有権移転の届出です。

番号3

譲渡人 活汲●● ●●

譲受人 活汲●● ●●

土地の所在 活汲●●番 外合計23筆 地目 公簿・現況 記載通りです。

面積合計 150,516㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 相続

土地引渡し時期 平成26年 4月14日

届出理由 死亡による相続

番号4

譲渡人 共和●● ●●

譲受人 札幌市●● ●●

土地の所在 共和●● 外合計5筆

地目 公簿・現況 記載のとおりです。

面積合計 42,101㎡ 利用状況 畑 契約種類 相続

土地引渡し時期 平成26年 7月 8日 届出理由 死亡による相続

番号5

譲渡人 活汲●● ●●

譲受人 活汲●● ●●

土地の所在 活汲●● 外合計19筆

地目 公簿・現況 記載のとおりです。

面積合計 172,867㎡ 利用状況 畑 契約種類 相続

土地引渡し時期 平成28年11月8日 届出理由 死亡による相続

位置図は次ページに添付しております。以上説明終わります。

議 長： 報告終わりました。報告第4号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第4号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第7 議案第5号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 議案第5号「賃貸借の合意による解約について」を説明します。

番号4

賃貸人 旭町●● ●●

賃借人 大昭●● ●●

土地の所在 大昭●● 外合計 3筆 地目 畑

合計面積 1,482㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 平成27年12月1日 終期 令和7年11月30日

全契約地 1,482㎡

合意解約の合意が成立した日 令和2年2月1日

位置図につきましては、次ページ以降に添付しておりますのでご確認下さい。

以上です。

議長： 説明が終わりました。議案第5号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑を終結します。  
これより議案第5号について採決します。  
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 続きまして日程第8 議案第6号「使用貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議長： 事務局次長

事務局： 議案第6号「使用貸借の合意による解約について」をご説明します。次のページをお開きください。

番号5

貸主 活汲●● ●●

借主 活汲●● ●●

所在 活汲●● 外合計 13筆 地目 畑 合計面積 129,273㎡

種類 使用貸借 内容 普通畑

始期 平成24年2月29日 終期 令和4年11月30日

全契約地 129,273㎡

合意解約が成立した日 令和3年2月9日

番号6

貸主 高台●● ●●

借主 高台●● ●●

所在 美都●● 外合計 3筆 地目 畑 合計面積 75,770㎡

種類 使用貸借 内容 普通畑  
始期 平成25年 1月31日 終期 令和4年11月30日  
全契約地 75,770㎡  
合意解約が成立した日 令和3年 2月10日

次のページに位置図を添付しておりますので、ご確認ください。以上です。

議長： 説明が終わりました。議案第6号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑を終結します。  
これより議案第6号について採決します。  
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 続きまして日程第9 議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議長： 事務局次長

事務局： 議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案に基づいてご説明申しあげます。今回の申請は24件です。

賃貸借

番号6

貸主 東岡●● ●●

借主 女満別●● ●●

土地の所在 東岡●● 外合計2筆 地目 公簿 畑

合計面積 16,613㎡の内、12,800㎡

利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和 3年 3月 1日 終期 令和 7年11月30日

借賃 ●●円 移転後経営面積 12,800㎡

申請理由 貸主 農地の有効利用のため

借主 農業経営規模の拡大、効率化のため

10a 当り ●●円です。

番号7

貸主 活汲●● ●●

借主 活汲●● ●●

土地の所在 活汲●● 外合計5筆 地目 公簿 畑

合計面積 78,454㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和 3年 3月 1日 終期 令和 7年11月30日

借賃 ●●円 移転後経営面積 553,849.58㎡

申請理由 貸主 経営規模縮小のため

借主 経営規模拡大のため

10a 当り ●●円です。

番号8

貸主 活汲●● ●●

借主 活汲●● ●●

土地の所在 活汲222番1 外合計9筆 地目 公簿 記載のとおりです。

合計面積 50,994㎡の内、39,487㎡

利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和 3年 3月 1日 終期 令和 7年11月30日

借賃 ●●円 移転後経営面積 553,849.58㎡

申請理由 貸主 経営規模縮小のため

借主 経営規模拡大のため

10a 当り ●●円です。

番号9

貸主 高台●● ●●

借主 美都●● ●●

土地の所在 美都●● 外合計3筆 地目 公簿 記載のとおりです。

合計面積 75,770㎡の内、65,000㎡

利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和 3年 3月 1日 終期 令和 7年11月30日

借賃 ●●円 移転後経営面積 721,287㎡



申請理由 貸主 農地の有効活用のため  
借主 農業経営規模拡大、効率化のため  
10a 当り ●●円です。

番号10

貸主 双葉●● ●●

借主 大昭●● ●●

土地の所在 双葉●● 外合計4筆 地目 公簿・現況 記載のとおりです。

合計面積 19,917.23㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和3年3月1日 終期 令和7年11月30日

借賃 ●●円 移転後経営面積 602,289.07㎡

申請理由 貸主 農地の有効活用のため

借主 農業経営規模拡大、効率化のため

10a 当り ●●円です。

所有権移転

番号11

譲渡人 活汲●● ●●

譲受人 活汲●● ●●

土地の所在 活汲●● 外合計5筆 地目 公簿・現況 畑

面積 22,974㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 贈与

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●

移転後経営面積 341,245.69㎡

申請理由 譲渡人 経営安定のため

譲受人 経営安定のため

番号12

譲渡人 活汲●● ●●

譲受人 最上●● ●●

土地の所在 最上●● 外合計2筆 地目 公簿・現況 記載の通りです。

面積 6,882㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 1,684,689㎡

申請理由 譲渡人 農地の有効利用のため

譲受人 農業経営規模拡大、効率化のため

10a 当り ●●円です。

番号13

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 木樋●● ●●

土地の所在 木樋●● 外合計5筆 地目 公簿・現況 記載の通りです。

面積合計 11,465㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 2,144,903.47㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する

譲受人 隣接地の取得による経営の合理化

10a当り ●●円です。

番号14

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 活汲●● ●●

土地の所在 活汲●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 1,680㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 1,305,801㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する

譲受人 隣接地の取得による経営の合理

10a当り ●●円です。

番号15

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 恩根●● ●●

土地の所在 恩根●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 1,001㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 220,616㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する

譲受人 隣接地の取得による経営の合理

10a当り ●●円です。

番号16

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 恩根●● ●●

土地の所在 恩●●根 外合計2筆 地目 公簿・現況 畑  
面積 2,129㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買  
土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 511,961㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する  
譲受人 隣接地の取得による経営の合理  
10a当り ●●円です。

番号17

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 恩根●● ●●

土地の所在 恩根●● 外合計2筆 地目 公簿・現況 畑  
面積 5,059㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買  
土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 1,981,990㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する  
譲受人 隣接地の取得による経営の合理  
10a当り ●●円です。

番号18

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 最上●● ●●

土地の所在 東岡●● 1筆 地目 公簿・現況 畑  
面積 626㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買  
土地引渡しの時期 許可後 価格●●円

移転後経営面積 1,700,161㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する  
譲受人 隣接地の取得による経営の合理  
10a当り ●●円です。

番号19

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 緑町●● ●●

土地の所在 活汲●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 4,355㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 285,155㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する

譲受人 隣接地の取得による経営の合理

10a当り ●●円です。

番号20

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 活汲●● ●●

土地の所在 活汲●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 498㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 311,211㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する

譲受人 隣接地の取得による経営の合理

10a当り ●●円です。

番号21

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 岩富●● ●●

土地の所在 岩富●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 1,196㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 157,488㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する

譲受人 隣接地の取得による経営の合理

10a当り ●●円です。

番号22

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 岩富●● ●●

土地の所在 岩富●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 2,358㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 106,055㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する

譲受人 隣接地の取得による経営の合理

10a当り ●●円です。

番号23

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 岩富●● ●●

土地の所在 岩富●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 2,001㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 269,445㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する

譲受人 隣接地の取得による経営の合理

10a当り ●●円です。

番号24

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 上里●● ●●

土地の所在 美都●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 890㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 2,312,466㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する

譲受人 隣接地の取得による経営の合理

10a当り ●●円です。

番号25

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 上里●● ●●

土地の所在 上里●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 2,641㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 561,647㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する

譲受人 隣接地の取得による経営の合理

10a当り ●●円です。

番号26

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 高台●● ●●

土地の所在 恩根●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 654㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 656,941㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する

譲受人 隣接地の取得による経営の合理

10a当り ●●円です。

番号27

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 大昭●● ●●

土地の所在 大昭●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 714㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 583,085㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する

譲受人 隣接地の取得による経営の合理

10a当り ●●円です。

番号 28

譲渡人 北見市●●

●●

譲受人 最上●● ●●

土地の所在 最上●● 1筆 地目 公簿・現況 畑

面積 3,476㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 771,955㎡

申請理由 譲渡人 譲受人の希望により譲渡する

譲受人 隣接地の取得による経営の合理

10a当り ●●円です。

使用貸借

番号 29

貸主 活汲●● ●●

借主 ●● ●●

土地の所在 活汲●● 外合計 23筆

地目 公簿・現況 記載のとおりです。

合計面積 195,160㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和 3年 3月 1日 終期 令和 12年 11月 30日

借賃 ●● 移転後経営面積 195,160㎡

申請理由 貸主 経営継承のため

借主 経営継承のため

次のページに農地法第3条の調査書を添付しています。全件第2項第1号から第7号まで該当しない事を確認しております。農地所有適格法人以外の法人等の賃借についても、農地所有適格法人以外でないことを確認しています。位置図につきましては、次のページ以降となっております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。

これより、議案第7号の内6番から12番を先に先議します。

議案第7号の内6番から12番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第7号の内6番から12番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第7号の内6番から12番は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第7号の内13番について質疑を行います。  
本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員は、議事参与の制限に該当いたしますので退席をお願いします。

【●●委員退席】

議 長： 議案第7号の内13番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を集結します。  
これより議案第7号の内13番について採決します。  
本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第7号の内13番は原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●委員着席】

議 長： 次に、議案第7号の内14番から16番について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を集結します。  
これより議案第7号の内14番から16番について採決します。  
本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】



議 長： 異議ないものと認め、議案第7号の内14番から16番は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第7号の内17番について質疑を行います。  
本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員は、議事参与の制限に該当いたしますので退席をお願いします。

【●●委員退席】

議 長： 議案第7号の内17番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を集結します。  
これより議案第7号の内17番について採決します。  
本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第7号の内17番は原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●委員着席】

議 長： 次に、議案第7号の内18番から29番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を集結します。  
これより議案第7号の内18番から29番について採決します。  
本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第7号の内18番から29番は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第10 議案第8「農用地利用集積計画の承認について」を  
議題といたします。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 次長

議 長： 事務局次長

事 務 局： 議案第8号「農用地利用集積計画の承認について」を説明いたします。  
今回は所有権移転、賃貸借、合計7件の申請がございます。

#### 所有権移転

番号5

利用権の移転をする者 旭町●● ●●

利用権の移転を受ける者 大昭●● ●●

所在 大昭●● 外合計4筆 地目 記載の通りです。

合計面積 1,552㎡ 種類 所有権 内容 普通畑

所有権の移転時期 令和3年3月1日

対価 ●● 成立する当事者間の法律関係等 贈与

番号6

利用権の移転をする者 ●● ●●

利用権の移転を受ける者 双葉●●

●●

所在 双葉●● 外合計9筆 地目 記載の通りです。

面積 41,313.7㎡ 種類 所有権 内容 普通畑

所有権の移転時期 令和3年3月1日

対価 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 売買

10a当り ●●円になります。

#### 賃貸借

番号7

利用権の設定をする者 旭町●● ●●

利用権の設定を受ける者 最上●●

●●

所在 最上●● 外合計5筆 地目 記載の通りです。

合計面積 58,244㎡の内、52,343㎡

種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和3年3月1日 終期 令和5年11月30日  
借賃●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借  
10a 当り ●●円になります。

番号8

利用権の設定をする者 網走市●●

●●

利用権の設定を受ける者 達美●●

●●

所在 達美●● 1筆 地目 畑

合計面積 25,936㎡の内、5,284㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和3年3月1日 終期 令和5年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a 当り ●●円になります。

番号9

利用権の設定をする者 網走市●●

●●

利用権の設定を受ける者 高台●●

●●

所在 達美●● 1筆 地目 畑

合計面積 25,936㎡の内、20,652㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和3年3月1日 終期 令和5年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a 当り ●●円になります。

番号10

利用権の設定をする者 札幌市●●

●●

利用権の設定を受ける者 大通●●

●●

所在 美都●● 外合計6筆 地目 畑

合計面積 82,646㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和3年3月1日 終期 令和7年12月22日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a 当り ●●円になります。

番号 1 1

利用権の設定をする者 札幌市●●

●●

利用権の設定を受ける者 上里●●

●●

所在 豊永●● 外合計 3 筆 地目 畑

合計面積 3 4, 5 6 4 m<sup>2</sup> 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和 3 年 3 月 1 日 終期 令和 7 年 1 2 月 2 2 日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

1 0 a 当り ●●円になります。

位置図は次のページ以降に添付しておりますので、ご確認ください。以上で説明終わります。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第 8 号の内 5 番及び 6 番を先議いたします。

議案第 8 号の内 5 番及び 6 番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第 8 号の内 5 番及び 6 番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第 8 号の内 5 番から 6 番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 8 号の内 7 番から 1 1 番について、質疑を求めます。

迫田委員： はい

議 長： 迫田委員

迫田委員： 8 番 9 番の位置図を見ていますが、わかりづらいので説明をお願いします。

事務局： 場所は同じ土地の家の位置から左上が●●さん、他が●●さんになります。

迫田委員： 次回からははっきり区分けをお願いします。

事務局： はい

議長： 他にありませんか。

【ありませんの声】

議長： 質疑終了します。

これより議案第8号の内7番から11番について採決します。  
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第8号の内7番から11番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。  
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

( 終了 14時 22分 )

